

総務文教常任委員会記録

令和 7 年 3 月 1 0 日

【開催日】 令和7年3月10日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時22分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	辻村 征宏	総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎
総務課長	河田 圭司	総務課主幹兼危機管理室長	奥田 孝則
総務課総務法制係長	田島 正秀		
人事課課長補佐	福田 智之	人事課人事係長	藤井 貴大
人事課給与係長	長村 知明		
税務課長	大井 康司	税務課課長補佐	桑原 睦
税務課固定資産税係長	光永 正志	税務課固定資産税係主任	村上 良平
消防課長	吹金原 信夫	消防課課長補佐	乾 博
消防課主査兼消防庶務係長	縄田 良弘	消防課消防団係長	青木 宏薫
消防課消防団係主任	山本 雄大		
企画部長	和西 禎行		
企画課長	工藤 歩	企画課主幹	大坪 政通
企画課参事	大谷 剛士	企画課主査兼行政経営係長	福田 淑子
企画課政策調整係長	木藤 拓也		

【事務局出席者】

局次長	中村 潤之介	議事係長	岡田 靖仁
-----	--------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第20号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 2 議案第39号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 3 議案第21号 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第22号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第23号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第24号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第25号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第26号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第27号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第28号 山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第40号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

午前9時 開会

伊場勇委員長 皆様、おはようございます。ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容は、お手元の資料のとおりに行ってまいります。まず、議案第20号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例の制定についてです。執行部からの説明を求めます。

河田総務課長 それでは、議案第20号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明します。この条例は、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律により、令和7年6月1日から刑法等の一部が改正され、懲役及び禁錮の刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、本市の条例における懲役刑及び禁錮刑に関する規定について、まとめて所要の改正を行うものとなります。該当する条例は9件で、このたびの議案の第1条の山陽小野田市個人情報保護法施行条例、第2条の山陽小野田市住民投票条例、第3条の山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例、第4条の山陽小野田市職員の分限の手續及び効果に関する条例、第5条の山陽小野田市職員給与条例、第6条の山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例、第7条の山陽小野田市職員の退職手当に関する条例、第8条の山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第9条の山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を、それぞれ改正するものとなります。改正の内容については、いずれも該当する条例の条文中の「懲役」及び「禁錮」に係る規定を「拘禁刑」に改めるもののほか、所要の経過措置を定めるものとなっております。なお、罰則の定めのある条例の制定・改廃を行おうとする場合は、事前に検察庁に協議することとなっており、本件についても山口地方検察庁に事前審査を依頼し、特に支障がない旨の回答を受けております。御説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。質疑のある方は挙手にてお願いします。

白井健一郎委員 令和7年6月1日から刑法の一部改正が施行されるというこ

とですが、この条例の効力発生日はいつですか。

河田総務課長 同じく令和7年6月1日からとなります。

笹木慶之委員 第1条の関係です。附則の第5条第4項及び第5項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるということだけど、この意味を説明してください。

河田総務課長 山陽小野田市個人情報保護法施行条例は、附則の中に制度が変わったところがあります。個人情報保護法の関係です。以前は市の条例で定めがございましたけれども、昨年度から国の制度、個人情報保護法に基づく制度に一本化されました。それを受けまして、それまでの条例の罰則規定を新しい個人情報保護法施行条例のほうで経過措置で置いていたところ、そこに懲役刑の規定がございましたので、このたび、そこを拘禁刑に変えるという内容となっております。

笹木慶之委員 問題は、懲役と拘禁刑という意味合いです。これらは全く同じと解釈していいんですか。

河田総務課長 懲役刑と禁錮刑の違いですけれども、従来の懲役と禁錮には刑務作業の義務があるかないかの違いがございました。ですので、懲役刑の受刑者には刑務作業が義務づけられますが、一方で禁錮刑につきましては、刑務作業が任意という違いがありました。新しくなります拘禁刑におきましては、刑務作業を行わせるかどうかは受刑者ごとに決定されます。ですので、結果的には刑務作業が発生することもあるかと思えますけれども、懲罰的に刑務作業に従事させるというのが従来の懲役刑ですけれども、新しい拘禁刑では更生プログラム、その人の再犯防止とか社会復帰するための更生とかに重きを置くというのが国の考え方ですので、その辺りが少し異なると解釈しております。

笹木慶之委員 それに関連してもう1点確認します。先ほど第1条で「懲役」

という表現があったんですが、第2条の中では今度は「禁錮以上の刑」という表現があるんですよ。同じように拘禁刑という形で丸めて処理されているんだけど、違いはあるんですか。

河田総務課長 第2条は、住民投票条例の関係で、投票資格者を定めるものとなっております。内容的には市独自の住民投票条例の制度ですけれども、あくまで公職選挙法の規定に準じておりますので、住民投票制度では公職選挙法の規定にそろえた形で規定しているものとなっております。ですので、ここで該当します政治資金規正法第28条2項に規定する公民権が停止されるような趣旨の刑なんですけれども、そこで従来は、禁錮刑に処せられたものは一定の期間経過しないと投票資格がないというような規定でございましたけれども、刑法の改正後は拘禁刑とに変わりますので、そこをそろえているというところになります。投票資格がなくなるという内容に関しては、従来どおりと御理解いただければと思います。

笹木慶之委員 関連して確認しておきます。第4条の関係で、市職員の分限手続及び効果に関する条例があります。職員に関係するものです。第2条、第3条については、住民投票、あるいは、個人情報保護に関する条例でしたが、これは全く問題ないと理解していいですか。

河田総務課長 第4条は、職員向けの分限の手続、効果です。この条例の第7条、失職の特例というところなんですけれども、現行は「禁錮以上の刑」ということですので、禁錮以上となりますと、最大である死刑、それから懲役刑、禁錮刑の三つが該当します。第7条ではこのたびの改正で「拘禁刑」となっておりますので、その辺りは支障がないと御理解いただければと思います。

笹木慶之委員 よく分からんから第4条の関係であえてこう言ったわけです。
その次、第5条の関係では、いわゆる給与条例等々、これは消防が関係

しているんだけど、拘禁という言葉そのものと分限の関係の拘禁以上という分類は、違いはないと理解していいですか。禁錮以上と拘禁刑は、一本化されているわけですね。懲役と禁錮が一本化されていますよね。だからあまり差がなくなっている実情があるから、そういうふうになったというわけですね。もう一度お願いします。

河田総務課長 禁錮以上の刑ということになりますと、禁錮と、それからその上に懲役というものがございました。それが一本されることになりますので、改正前は「禁錮以上」なので、「懲役」も「禁錮」も含まれています。一方で、改正されましても、「拘禁刑」ということですので、従来の「禁錮」と「懲役」が含まれますので、実質的な量刑の重さに差はないと御理解いただければと思います。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第20号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第39号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、議題といたします。執行部からの説明を求めます。

河田総務課長 それでは、議案第39号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、御説明します。本市も加入しております、山口県市町総合事務組合におきまして、令和7年3月31日をもって田

布施・平生水道企業団が解散されることに伴い、この組合から脱退されることとなりました。また、令和7年4月1日から共同処理する事務のうち、非常勤職員公務災害補償事務に下関市が、公平委員会事務に柳井地域広域水道企業団が、交通災害共済事務に山口市が、それぞれ加わることとなりました。これに伴いまして、山口県市町総合事務組合の規約を変更する必要が生じましたが、この変更にあたりましては、地方自治法第290条の規定に基づき、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体全ての議会の議決を経て協議する必要がありますので、議決をお願いするものです。御説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決いたします。議案第39号山口県市町総合事務組合を組織する地域公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第21号山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 それでは、議案第21号山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定については、令和6年度の人事院勧告を受けて、本市についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものです。なお、令和6年度中に適用する必要がある給料表等の率については、昨年12月議会において追加上程して可決し

ていただいたところですが、このたびの上程したものは令和7年4月1日以降に施行される内容となっております。では、お配りしております参考資料1を御覧ください。このたびの改正内容は、大きく分けて4点ございます。まず、一つ目は、給料表の改正です。これは給与制度のアップデートの一環としまして、3級以上の初号付近の号給をカットして初号の額を引き上げることにより、早期の昇格者あるいは民間等からの採用者の処遇を改善するものです。例を挙げてありますが、6級で言えば、6-13号級だったものが、この4月以降は6-1になるということです。6-1から6-12までは削除されるという形になります。なお、現在発令されている職員はいません。令和7年4月から改正されますけれども、切替え表によって調整が行われるため、在職中の職員の給料額が変更されるものではありません。2点目は、扶養手当の改正です。これは民間企業においても配偶者の手当を削除して、子供の手当を増やす傾向があり、配偶者の働き方について中立的な制度に向かうという社会状況の変化に対応ということです。今、何円の壁などと議論されており、扶養に入るために収入を調整される方がいらっしゃるようですが、扶養の枠にとらわれずにしっかり働いていこうという社会制度に変えていくということに対応するための改正になります。令和6年度は、配偶者は6,500円、子供は1万円でした。令和7年度は、配偶者は3,000円、子供が1万1,500円となります。そして、令和8年度は、配偶者分がなくなって子供が1万3,000円になるということです。3点目は管理職員特別勤務手当の改正です。管理職員特別勤務手当は、課長級以上の者が土、日、祝日等に、臨時あるいは緊急の業務を行った場合に支出されるものです。災害等と限定されますけれども、平日にも管理職員特別勤務手当が出る場合もあります。今までは午前0時から午前5時までに従事した場合に出ていたものが、2時間早まりまして、午後10時から午前5時までに従事した場合に適用されるということです。4点目は定年前再任用短時間勤務職員及び暫定採用職員に係る改正です。給料月額決定基準である特別職務基準表を見直しまして、給料の格付を引き上げるとともに、住居手当も支給できるようにするというこ

す。現行、給料表の一番下に再任用の項を設けております。２級と３級を使っているものを、改正後は３級と４級と５級を使うようにしようというものです。定年延長制度が始まりまして、定年延長になると給料は７割になります。今は過渡期ですので、１年だけ定年延長職員で、その次の年には暫定再任用職員になる方がいます。そういった場合に、毎年のように異動をかけるわけにはいきませんので、ほぼ同じ仕事をしながら、定年延長から再任用になったときに、役職にもよりますけれども、年間１５０万円ぐらい収入が減る方もいます。そういった部分を見直すということ、また、人事院勧告によって、若い方、特に１級を使っている方の給料がここ２年で３万円以上引き上げられたということがありまして、会計年度任用職員のほうが再任用職員よりも年収が高いということにもなりかねませんので、そういった部分で給与の格付を引き上げさせていただこうというものです。施行日については、扶養手当の令和８年度改正については令和８年４月から、それ以外は令和７年４月１日からとなります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

笹木慶之委員 給料表改正の関係です。早期昇格者や民間等からの採用者の処遇を改善する中で、６－１３から６－１に変更されています。繰上げみたいな感じになっていますが、どのくらいの金額変更があるんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 現職の職員の給与がこのたびの改正によって変わるものではないです。今まで６－１３だったものが６－１になるということです。早期昇格者とは、経験年数で言えば１２年以内ぐらいで係長になったような者です。今までより初号が上がりますんで、若干ですけど給料の上がり幅が増えます。また、今、本市にも社会人枠がありますんで、民間から転職されてきた方も結構いらっしゃるんですけども、初任給の格付というのが、経験年数換算の関係で、学卒でそのまま公務員

なられた方よりも若干低く格付される傾向があります。そういった方が係長に上がったような場合に、若干追いつくという改正となります。

笹木慶之委員 学卒採用の場合と、中途採用の場合がありますね。中途採用は、学卒採用のおおよそ7割から8割ぐらいと通知されていますが、現状ではどのぐらいまで救済されるのか。どのぐらいの措置がされるのか、分かれますか。

古屋総務部次長兼人事課長 民間から転職されてきた方の経験年数換算は、大体8割になっています。例えば、5年勤務したら、8割掛けて4年分にしか換算されないの、そこで給料が7,000円とか8,000円とかくらい違うことになります。30歳くらいで転職された場合、学卒の方と比べると給料が1万5,000円くらい違うわけです。それが34歳くらいになって早期に昇格した場合には、初号の号給が上がるので差が縮まるというイメージです。経験年数によっても上げ幅が違いますけど、そういう方もいらっしゃるようになるということです。

大井淳一郎委員 扶養手当は、段階的にこの表のとおりになるんですが、これはもう人事院によって額が決まっているのか、それとも、市の裁量で設定できるのか、お答えください。

古屋総務部次長兼人事課長 人事院勧告に基づくものです。国と同じです。

大井淳一郎委員 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員による改正ということですが、これによる影響額をお答えください。

古屋総務部次長兼人事課長 役職によっても違いますが、年収が約60万円上がるという想定をしております。来年には27名くらいいらっしゃると思いますので、全体で1,600万円くらい上がるようになるかと思います。

笹木慶之委員 管理職特別勤務手当の改正について、午前0時から午後10時に2時間引き上げられていますが、この変更理由は何ですか。

古屋総務部次長兼人事課長 これも人事院勧告に基づくものです。ほとんどが災害対応ということで、警報などが出て、朝までずっと職場にいるというときのものになろうかと思えます。対象となる時間を早めることによって、6時間以上の勤務であれば1.5倍になるという規定に該当しやすくなり、手当の金額が増えるという効果はあると思えます。

笹木慶之委員 これは国の制度だから、市の職員に聞くのは変なことだけど、通常、労働基準法上の深夜労働とは、10時以降です。しかし、今まで管理職の手当の開始は午前0時となっていた。このたびの改正は何かそういった思いがあつてのことなんだろうか。

古屋総務部次長兼人事課長 今まではなぜ午前0時からになっていたのかというところはございますけども、今、議員が指摘されましたように、通常、午後10時から午前5時というのは、時間外勤務手当でも割増しになる時間帯ですので、そういったものに合わせたのではないかと思います。

森山喜久副委員長 再任用職員に係る改正については、人事院勧告に従って変えるということですか。

古屋総務部次長兼人事課長 これはある程度市独自の形になっています。ただ、先ほど申し上げましたが、人事院勧告によって会計年度任用職員の給料額等が上がったので、そういったものに伴っての改正となります。

森山喜久副委員長 参考までに、国はどのような状況なのかを教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 本市は、給料表の3級、4級、5級に格付しようとしております。全部の給料表に再任用の項があります。国は、管理職

以上に格付けているようなところもあって、これはそれぞれの市で運用が違うのですが、本市では５級というのは、正規職員でいえば課長補佐級になりますので、そこに格付をしようということです。

森山喜久副委員長 国も一概には言えないところがあって、それはあくまでも参考ということですね。改めて確認します。本市では、再任用職員に２級は使わずに、３級、４級、５級を使う方針ということでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 ２級であれば会計年度任用職員よりも年収が低くなってしまうので、最低を３級にするということです。４級というのは定年延長で参事であった方、要は在職中管理職だった方になると。５級については参与ということで、困難な業務や監督業務をしてもらうような方に格付けるということになります。

森山喜久副委員長 定年まで働いてこられた方々の知識とか経験とかを生かしていくために、こういう格付にすると。できるだけ残ってもらいたいという意思表示という理解でいいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 定年延長制度は過渡期にあるので、定年延長職員と暫定再任用職員が混在していますが、いずれは定年延長により再任用制度がなくなります。今は、定年延長の方であっても再任用の方であっても、一職員としてしっかり仕事をしていただくということにしておりますので、それに合った給与の格付をしたいということです。

笹木慶之委員 任用関係のところでお聞きします。「参事とは」という説明の中で、管理監督業務のことがあります。その下に定年延長に伴う役職定年をした職員という表現があるんですが、これがよく分かんのです。どのような差があるんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 参事というのは、定年延長職員です。それまで課長級以上だった職員が定年延長になったら、役職定年します。要は、課長補佐級に降りるわけです。その際に参事という役職に降りるということです。参与というのは、再任用の職員のうち、困難な仕事、監督業務等を行っていただく方となります。

笹木慶之委員 もう1点、資料の中で標準職務表の見直しによる格付の変更がありますが、なぜここに住居手当を支給できるようにするということがあるのか、説明してください。

古屋総務部次長兼人事課長 人事院勧告によって、再任用職員についても住居手当が支給できるようになるという改正が行われておりますので、そういう意味です。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第21号山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第22号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第22号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児介護休業法等民間労働法制の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の強化を図るため、所要の改正を行うものです。これにも参考資料がございますので、

御覧ください。改正の一つ目は、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限の改正ということで、現在は3歳に満たない子がいる職員が対象になりますけども、子を養育するために請求をした場合は、業務の遂行が著しく困難である場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないという規定がございます。この「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」とする改正が行われます。2点目としまして、介護離職を防止するための取組ということで、介護に関係する申請があった場合の制度の周知とか、40歳に達した年度に改めて周知するとか、研修等を行っていくとかを条例上規定するということです。

伊場勇委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る改正ということでした。これまでは3歳に満たない子のある職員が申し入れた場合には時間外勤務をさせてはならないということになっていますが、これは実際に守られていますか。

古屋総務部次長兼人事課長 女性は、ほぼ100%育児休業を取られます。期間は1年から3年となります。そのあとに部分休業といって、1日当たり2時間短い勤務があつて、これもほとんどの方が取られます。そのため、そもそも時間外勤務をされる方がいらっしゃらないんですけども、過去にこういう申請が出た例もございます。

大井淳一郎委員 繁忙期などに職員が遠慮するようなことがあつてはならないと思うんですが、そういう事態もほぼないということでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 「業務の遂行が著しく困難である場合を除き」という留保がありますので、どうしても担当している業務の関係で何かがあれば別かもしれませんけども、当然、所属においてそういった部分の配慮をしますので、基本的には時間外勤務を行うことはないということ

です。

大井淳一郎委員 介護離職を防止するための取組は非常に大切なことだと思うんですが、実際に介護離職はあったんでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 介護離職はないと思います。現在はいろいろな休暇がございますが、近年でそれを取られている職員はいないという状況です。

白井健一郎委員 同じく介護者離職の話です。取り組むものの一つ目に、介護が必要だと申出があった職員に対する制度周知や面談とありますが、これは具体的に言うと、どういうことですか。

古屋総務部次長兼人事課長 例えば、介護に関する休暇として介護休暇があります。これは一の介護につき３回まで、６か月間取れる休暇です。また、１日に２時間の範囲内で、３年間介護時間が取れるという制度もございます。あと、早出、遅出勤務も申請によって可能となっております。また、介護の特別休暇が年５日取れるなどいろいろな制度がございます。何かしらの休暇等を取りたいという申出等があった場合には、そういった制度を周知していくというものになります。

伊場勇委員長 そのほか、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に移ります。議案第２２号山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第２３号

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第23号山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、雇用保険法の改正に伴い、国家公務員退職手当法施行令の一部が改正されたことに伴う所要の改正です。公務員にも民間で言うところの失業保険が支給される場合があります。失業者の退職手当が支給された際に、雇用保険法を適用して計算される失業給付の額よりも退職手当のほうが低ければ、その差額を支給するという制度がございます。通常、5年以上勤務すれば退職手当の額のほうが多くなるのですが、1年から5年未満で退職され、かつ失業されている方がいらっしゃれば、そういったものが支給される場合があります。手続的には公共職業安定所に行っていただいて、いろいろな手続して、市がお金を出すというイメージになります。いろいろな手当の中に就業促進手当というものがあって、これは要するに再就職した場合の手当です。通常、雇用保険は最低でも3か月もらえるんですけども、例えば1か月たったときに就職が決まった場合は、本来であれば残り2か月もらえますので、それを再就職手当金の形で支給するという制度がありまして、その部分が改正されたということです。安定的な職に就いた場合と不安定な職に就いた場合とで額等が違うんですけども、それが一本化されたということ、そして、公務員ではあまりないことです。災害等によっても倒産したような場合には若干給付日数を上乘せするという規定の改正となります。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 早くに辞めてしまったら差額を払うという制度について、本市では実際にこれの適用はあったんでしょうか。

古屋総務部次長兼人事課長 適用することがあります。正規職員であっても、5年未満で辞めて、かつ失業していないと対象になりません。また、フルタイムの会計年度任用職員がいらっしゃいますので、毎年、何人かはいらっしゃいます。

笹木慶之委員 「特定退職者であって雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住」という表現があるんです。これはどういう目的で、どのような効果を及ぼすのか、そして、なぜそういうことになったのか、説明してください。

古屋総務部次長兼人事課長 かなり複雑な制度となっております。この規定自体は、災害等が起こって倒産した会社に勤めていた場合など、特定の場合に給付日数を上乗せできるという規定となっております。その中でいろいろな要件があって、特定の地域内に居住という部分も出てくとは思いますが、あまり例がないことでそれほど詳しくないのですが、そういう特定の場合に上乗せできる規定となります。

笹木慶之委員 通常、地方公務員法の関係で、採用に当たって住所要件を設けないのが通例なんです。ところが、現状ではなぜ地域内居住という定義があるのかという疑問が生じるわけです。これはどういうことですか。

古屋総務部次長兼人事課長 ここの地域内というのは、恐らく災害等が起こった地域内という意味だろうと思います。本市に在住しなければいけないということではないです。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論に移ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、採決に移ります。議案第23号山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第24号山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第24号山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、参考資料を御覧ください。これは人事院勧告に伴うものです。病気休暇の改正ということで、現在は無給休暇なんですけども、年間10日を限度として、これを有給化するというものです。正規職員と同じように、介護離職を防止するための取組を規定するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第24号山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第25号山陽小野田市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第25号山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、

引用する条項を改正するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは、討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に移ります。議案第２５号山陽で職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。ここで、職員入替えのため暫時休憩します。

午前１０時 休憩

午前１０時５分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。

続いて、議案第２６号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

大井税務課長 それでは、議案第２６号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、概要を御説明します。今回の改正は、山陽小野田市税条例で引用している、私立学校法の一部改正に伴い、私立学校法の条に条ずれが生じたことから、所要の改正を行うものであり、第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改めるものです。なお、施行日は令和７年４月１日となっております。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

白井健一郎委員 もう少し説明を聞きたいです。第56条は固定資産税の条文だと思います。どこがどう変わったのか、教えてください。

大井税務課長 固定資産税が非課税となる範囲が記載されておりまして、私立学校法第64条に規定されている私立専修学校等の法人が直接教育の用に供している固定資産税を非課税とする措置が記載されておりますが、今回は条ずれですので、内容については全く変わっておりません。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に移ります。議案第26号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決するものと決しました。職員入替えのため、暫時休憩します。

午前10時7分 休憩

午前10時11分 再開

伊場勇委員長 それでは、休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開します。
続いて、議案第40号公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について、執行部からの説明を求めます。

工藤企画課長 それでは議案第40号公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について御説明します。これは地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、「地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とされており、また、同条第2項の規定により、「設立団体の長は、これを認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。」とされております。このようなことから、令和7年1月8日付けで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学から、料金の上限における施設利用料の区分について、「機器センター装置」を「機器利用料」に変更する認可申請があり、内容を審査した結果、認可は適当であると判断いたしましたので、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。今回の変更について詳しく御説明します。参考資料1「山口東京理科大学機械設計工作センターの学外者の利用について」を御覧ください。山口東京理科大学には、様々な研究機器を扱うために「研究機器センター」と「機械設計工作センター」といった二つの施設がございます。まず、変更前の料金の上限の記載につきましては、「山口東京理科大学研究機器センター」に設置する機器を学外者が利用する際に、その利用料を徴収するため「機器センター装置」と記載しておりました。このたびの変更では、参考資料1に記載しております「山口東京理科大学機械設計工作センター」に設置する機器につきましても、学外者の利用を認め、その利用料金を徴収するために料金の上限の記載を「機器センター装置」から「機器利用料」に変更するものです。参考資料の1に当該センターの「設置目的」を記載しており、大学が保有する機械設計工作機器を維持管理し、教育及び研究の用に供することにより、大学の教育研究活動の一層の進展に資すること並びに学外からの利用に機器を提供し、機械設計工作の支援を行うことにより地域産業の振興に貢献することを目的として、平成30年4月1日に設置されました。このたびの変更の経緯につきましては、3、料金の上限変更への経緯に記載しており、大学と

の連携終了後も機器を利用したいとの要望や、機器の操作を熟知した大学の技能職員に加工依頼を行いたいとの要望が他機関の研究員等から大学に寄せられたことから、大学内で協議した結果、機器の有効活用と地域貢献を目的に、教育研究に支障のない範囲で学外者の利用を認めることとし、その利用料金を徴収するため、市に料金の上限変更の認可申請を行うこととなりました。また、利用を認める機器につきましては4に記載しており、金属等の材料を切削加工や溶接、穴あけ加工を行う機器となります。また、可決されました後には、大学が制定するセンターの利用に関する規程において、料金の上限の範囲内で利用料金を規定し、令和7年4月1日から利用料金を徴収する予定としています。続いて、参考資料2を御覧ください。こちらの資料は、料金の上限の全体の新旧対照表となります。このたびの変更は、資料の表のうち、星印がある行の、太枠で囲んだ箇所になります。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 今の説明から推測するに、この変更によって、民間企業が連携終了後も機器を借りることで研究にも資することができるという効果があると思うんですが、そういったことも含めて、この改正でどのような効果、メリットが得られるか、いま一度御答弁ください。

大坪企画課主幹 現在は、大学と連携している他の大学や研究機関等のみが利用できることとなっております。今後は、そういった連携が終わった後におきましても、こちらの機器を利用することで、他の大学の研究促進や地元企業の産業振興等につながるものと考えております。

大井淳一郎委員 実際、要望などがあったということなんですが、これまでは要望があっても対応できなかったからこのような改正をするということですね。

大坪企画課主幹 このたび要望がありまして、大学の中でどの機械をお貸しできるか等を検討した結果、こちらの機械は貸出しが可能であるという結論になられたということで、申請されたという経緯です。

白井健一郎委員 現在、外部の人は機器センターを利用できているんですか。

大坪企画課主幹 改正前から機器センター利用料が計上されており、利用実績はございます。新しい機械設計工作センターにつきましては、改正が認められましたら外部に貸出しを行うことになります。

松尾数則委員 他の大学という話がありましたけれど、一般企業の方が利用されることもあるのでしょうか。

大坪企画課主幹 研究機器センターにつきましては、外部にもお貸ししておりまして、他の大学や企業、研究機関等にお貸ししている実績があると聞いております。

森山喜久副委員長 それはセンターの中で利用するのではなくて、お貸しするのでしょうか。

大坪企画課主幹 機械設計工作センター内で使用していただくことになります。

森山喜久副委員長 回数が1回となるんですけれど、研究となったら長時間にわたって使用する可能性も高いと思います。ある程度の限度時間は定めているんですか。

大坪企画課主幹 この上限の範囲で大学が規程で決めることになります。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑

なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、議案第４０号公立大学法人や山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更認可について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。ここで暫時休憩します。

午前１０時２０分 休憩

午後１時１５分 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。続いて、審査番号１０番です。議案第２７号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

吹金原消防課長 それでは、議案第２７号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。本条例は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者及び救急業務に協力した者等に対する損害補償の額や内容等を定め、損害補償を的確に行うことを目的としています。このたびの改正は、一般職の職員の給与に関する法律、別表第４イ公安職俸給表（一）及び第１１条第３項の扶養手当支給額が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害賠償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されたことから、本条例の補償基礎額について所要の整備を行うものです。消防作業従事

者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げるものです。また、扶養に係る補償基礎額の加算額についても、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い改正します。具体的には、新旧対照表を御覧ください。なお、施行日は令和7年4月1日としています。説明は以上です。審査のほどよろしくをお願いします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、質疑がある方は挙手にてお願いします。

大井淳一郎委員 新旧対照表を見ると、第1号だけが「217円」を「100円」と減額になっていますが、要因は分かりますか。

青木消防課消防団係長 217円から100円に変わりましたのは、給与法改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたためです。配偶者の第1号が6,500円から3,000円に変わりましたことに伴い、扶養手当も同じような比率で、217円から100円に変わったという形です。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第27号山陽小野田市消防団員等を公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第28号山陽小野田市非常日消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

吹金原消防課長 それでは、議案第２８号山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるために市町村が支給する功労金としての性格を持っており、消防団員として５年以上勤務した退職者に、その階級及び勤務年数に応じ、条例の定めるところにより支給しています。このたびの改正は、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されることに伴い、本条例についても、別表の区分に「３５年以上」を加えるものです。具体的には、新旧対照表を御覧ください。なお、施行日は令和７年４月１日としています。説明は以上です。審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 この条例改正の対象となる方は、何人くらいいらっしゃいますか。

吹金原消防課長 令和７年２月１日現在で、３１名の方が３５年以上在籍しており、対象となります。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第２８号山陽小野田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。それでは、総務文教

常任委員会を散会します。お疲れさまでした。

午後 1 時 2 2 分 散会

令和 7 年（2025 年） 3 月 1 0 日

総務文教常任委員長 伊 場 勇